

資料 2

第1回  
熊野川懇談会設立準備会

設立準備会の設立について

資料2-1

## 熊野川懇談会設立準備会規約(案)

- (名称)  
第1条 本会は、熊野川懇談会設立準備会(以下「設立準備会」という)と称す。
- (目的)  
第2条 熊野川懇談会設立準備会は、熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という)の構成委員、運営のあり方等について、答申を行う事を目的とする。
- (設置)  
第3条 設立準備会は、近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長(以下「事務所長」という)が設置する。
- (組織等)  
第4条 設立準備会の委員は、事務所長が委嘱する。委員の任期は諮問に対して答申が行われた時点をもって満了とする。
- (情報公開)  
第5条 設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公開方法については設立準備会が別途定める。
- (委員長)  
第6条 設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。  
委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。  
会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。
- (会議)  
第7条 設立準備会は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。
- (庶務)  
第8条 設立準備会の事務局は三井共同建設コンサルタント株式会社に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。  
  - 会議資料の作成
  - 議事録の作成
  - 会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等
- (規約の改正)  
第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。
- (雑則)  
第10条 本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。
- (施行期日)  
付則 この規約は、平成15年12月20日から施行する。

<確認事項>

- 目的の確認  
懇談会のあり方  
懇談会の構成、メンバー、運営のあり方  
情報公開等

- 委員の任期  
提言実施をもって満了

- 情報公開  
公開を原則

- 委員長  
委員互選  
会務を総括し会議を代表する  
委員長が召集、設立準備会が運営を行う

- 会議の成立条件 委員の2/3以上(4名)  
代理出席 認めない  
意思決定条件 過半数(3名)  
委員人数表

	全員	2/3	過半数
全委員に対して	5名	4名	3名
出席委員に対して	5名 4名 3名	5名 4名 3名	3名 2名 2名

- 庶務内容について確認  
三井共同建設コンサルタントが行う  
会議資料、議事録の作成、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

- 規約の改正  
全員の同意

第2条(目的)			
水系名			目的
揖保川			流域委員会の委員構成、運営のあり方、および情報公開等
紀の川			流域委員会の委員会メンバーの選定、委員会の公開や運営方針について提言(役割)審議結果を答申
淀川			流域委員会のあり方について提言
九頭竜川			流域委員会のあり方について審議、提言(役割)委員会メンバーの選定、公開方法及び運営方針について提言
天竜川			流域委員会のあり方(構成や委員の選定等)について答申
庄内川			流域委員会及び地域懇談会のあり方について審議、提言(役割)委員等の選定及び運営方針について提言
第3条(設置)			
水系名			設置・委嘱
揖保川			姫路工事事務所長
紀の川			近畿地方整備局長
淀川			近畿地方整備局長
九頭竜川			近畿地方整備局長および知事
天竜川			中部地方整備局長
庄内川			中部地方整備局長
第4条(組織等)			
水系名			委員の任期
揖保川			流域委員会の発足をもって満了
紀の川			1年(再任は防げない)
淀川			1年(再任は防げない)
九頭竜川			1年(答申が行われた時点で終了)
天竜川			1年(再任は防げない)
庄内川			6ヶ月(提言が行われた時点で終了)
第5条(情報公開)			
水系名			内容
揖保川			会議、会議資料、議事内容は原則として公開とする。
紀の川			会議、会議資料、議事内容の公開について準備会議が定める
淀川			会議、会議資料、議事内容の公開について準備会議が定める 関係住民が閲覧できるよう必要な処置を講ずる
九頭竜川			議事内容及び資料の公開方法については準備会議が定める
天竜川			特定の個人・団体の利害に関わるものを除き、原則として公開。 関係住民が閲覧できるよう必要な処置を事務局に指示する
庄内川			議事内容資料の公開方法は準備委員会で定める。
第6条(議長)			
水系名			会議の運営
揖保川			構成メンバーの互選 無 事務所長 議長
紀の川			委員の互選 無 議長 準備会議
淀川			委員の互選 無 議長 議長
九頭竜川			委員の互選 無 議長 準備会議が運営方針を定める
天竜川			委員の互選 設置 議長 議長
庄内川			委員の互選 無 座長 準備委員会が運営方針を定める
第7条(会議)			
水系名			会議の成立
揖保川			構成メンバーの2/3の出席 認めない
紀の川			委員の2/3の出席 認めない
淀川			委員の2/3の出席 認めない
九頭竜川			委員の2/3の出席 認めない
天竜川			委員の2/3の出席 認めない
庄内川			委員の2/3の出席 認めない
第8条(事務局)			
水系名			庶務の役割
揖保川			工事事務所 記載無
紀の川			調査第一課 準備会議の指示により、 、 、 、その他
淀川			三菱総合研究所 記載無
九頭竜川			調査第一課及び県河川課 準備会議の指示により、 、 、等
天竜川			整備局 記載無
庄内川			整備局 準備会議の指示により、 、 、等
会議資料の作成、議事録の作成、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成			
第9条(規定の改正)			
水系名			内容
揖保川			設立準備会構成メンバー全員の同意
紀の川			委員全員の同意
淀川			委員全員の同意
九頭竜川			委員全員の同意
天竜川			委員全員の同意
庄内川			全委員総数の過半数の同意

資料2-2

## 諮詢問

### 熊野川懇談会について（諮詢問）

熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき、同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聞くためなど、設置を予定している「熊野川懇談会」の構成委員、運営のあり方等について、ここに諮詢する。